

許諾複製部数：1

「ソフトウェア使用許諾契約書」

お客様（以下、「甲」といいます）とルネサス エレクトロニクス株式会社（以下、「乙」といいます）とは、この「ソフトウェア使用許諾契約書」（以下、「本契約」といいます）とともに提供されるソフトウェア及びそのマニュアルにつき、以下の通り契約するものとします。

1. 用語の定義

- (1) 「許諾ソフトウェア」とは、本製品に含まれるソフトウェアツール、関連する実行プログラム、ライブラリ並びにそのマニュアルをいいます。
- (2) 「指定システム」とは、甲が許諾ソフトウェアをインストールし、使用するコンピュータシステムをいいます。ネットワークを使用している場合には、許諾ソフトウェアに含まれる実行プログラムを実行する中央処理装置を持つコンピュータシステムをいいます。
- (3) 「許諾複製部数」とは、本契約書上部に記載された部数であって、乙から甲に対してマスターディスクの複製および指定システムへのインストールを許諾する部数をいいます。
- (4) 「ライブラリ」とは、基本入出力機能又は文字判定機能等を有した関数プログラム群であって、許諾ソフトウェアのうち、リロケータブルオブジェクトプログラムで提供されるものをいいます。
- (5) 「開発ソフトウェア」とは、甲が作成するソフトウェアであって、ライブラリの全部若しくは一部が組み込まれたものをいいます。

2. ライセンスの許諾

乙は甲に対し、以下の譲渡不可の非独占的権利を許諾します。

- (1) 許諾ソフトウェアを許諾複製部数の範囲内の指定システムで使用し、開発ソフトウェアを作成し、乙が開発したマイクロコンピュータを搭載したシステム（以下「甲システム」といいます）に組み込むこと
- (2) 本条（1）に定める範囲の目的で、指定システムにインストーラを用いて許諾複製部数の範囲内で許諾ソフトウェアの複製を持つこと
- (3) 許諾複製部数の範囲内でマスターディスクの複製を持つこと
- (4) 開発ソフトウェアとライブラリを結合すること
- (5) 本条（1）に定める範囲の目的で、許諾ソフトウェアに含まれる電子マニュアルをプリンタ装置で出力すること

3. 制限

- (1) 甲は、本契約による使用許諾を譲渡したり、その他第三者に許諾ソフトウェアを使用させることはできません。
- (2) 甲は、許諾ソフトウェアおよびその複製物に含まれている著作権表示を取り除いてはなりません。
- (3) 甲は許諾ソフトウェアをレンタルまたはリースすることはできません。
- (4) 甲は、許諾ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルすることはできません。
- (5) 本製品およびその仕様、またはマニュアルに記載されている事柄については、将来、事前の予告なしに変更することがありますので、最終的な設計、ご購入、ご使用に際しましては、事前に最新の製品規格または仕様書(マニュアルを含む)を確認しなければなりません。
- (6) 本製品を、宇宙、航空、原子力、燃焼制御、運輸、交通、各種安全装置、ライフサポート関連の医療機器等のように、特別な品質・信頼性が要求され、その故障や誤動作が直接人命を脅かしたり、人体に危害を及ぼす恐れのある用途向けには使用できません。
- (7) 本製品を使用してお客様のシステム製品を設計される際には、通常予測される故障発生率、故障モードをご考慮の上、本製品の動作が原因での事故、その他の拡大損害を生じないようにフェールセーフ等の十分なシステム上の対策を講じなければなりません。

4. 許諾ソフトウェアの権利

- (1) 許諾ソフトウェアの著作権はすべて乙に帰属するものであり、本契約のいかなる条項も、許諾ソフトウェアにかかる著作権の全部又は一部を甲に譲渡するものではありません。
- (2) 許諾ソフトウェアの二次的著作物である開発ソフトウェアの著作権は、甲に帰属するものとします。ただし、開発ソフトウェアに含まれるライブラリの著作権は乙に留保されるものとします。

5. 秘密保持

- (1) 甲は、許諾ソフトウェアを秘密として保持し、その全部または一部を第三者に開示してはなりません。
- (2) 前項の義務は、許諾ソフトウェアに含まれる情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものには及ばないものとします。
 - ・ 甲が許諾ソフトウェアを受領したときに既に所有していた情報
 - ・ 甲が許諾ソフトウェアを受領したときに既に公知であった情報

- ・ 甲が許諾ソフトウェアを受領後、甲の責によらず公知となった情報
- ・ 甲が許諾ソフトウェアにふれることなく独自に開発した情報
- ・ 行政機関または裁判所から開示を求められた情報。ただし、この場合、当該開示に先立ち甲は書面により乙に通知し、乙に当該開示に異議を申し立てる機会を与えるとともに当該情報の秘密保持に必要となる処置につき誠意をもって協力するものとしします。

6. 契約期間と終了

本契約は、甲が許諾ソフトウェアの梱包シールを解いた時、もしくは許諾ソフトウェアをインストールした時から発効し、下記の各号により終了するまで有効に存続するものとしします。

- (1) 甲は乙に対し1ヶ月前の書面通知を出すことにより、何時でも本契約を終了させることができます。
- (2) 乙は、甲が本契約のいずれかの条項に違反したときは甲に書面通知を出すことにより何時でも無条件に本契約を終了させることができます。

7. 本契約終了後の義務

- (1) 甲は、本契約が終了した場合には、許諾ソフトウェア及びその複製物のすべてを破棄し、また、開発ソフトウェアに含まれるライブラリ（ただし、許諾システムに組み込まれたものを除きます）を開発ソフトウェアから完全に取り除き、廃棄するものとしします。但し、乙から書面による承諾を得た場合には、甲は保存用として許諾ソフトウェアの複製物を1部保存することができます。
- (2) 甲は、本契約終了の日から前項の処置を行い、その旨を証明する文書を本契約終了後1ヶ月以内に乙に提供するものとしします。

8. 紛争処理

- (1) 本契約に基づき甲に許諾された権利の行使に関連して、甲が第三者から著作権その他の知的財産権の侵害その他を理由とする請求等を受けた場合であっても、乙は、当該請求等に関し、いかなる責任も負わないものとする。
- (2) 甲は、許諾ソフトウェアに関する権利の有効性、侵害または侵害のおそれに関わる何らかの訴訟等の存在を知ったときは、速やかにその旨を乙に通知するものとする。

9. 乙の免責

- (1) 乙は、許諾ソフトウェアに関するいかなる保証および賠償を行いません。従って許諾ソフトウェアに関して発生した問題は甲の責任および費用負担によって処理

されるものとしします。

(2) 許諾ソフトウェアが無償評価版の場合はいかなる技術サポートも行いません。

10. 輸出管理

- (1) 甲は、本覚書に基づき開示又は提供された許諾ソフトウェア、関連技術その他一切の情報及びその複製物を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管及び使用等の目的、軍事用途の目的あるいはその他の国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる使用目的を有する者に販売、譲渡、輸出、賃貸又は使用許諾したり、またそのような目的に自ら使用したり、第三者に使用させたりしないこととしします。
- (2) 甲は、本契約に基づき開示又は提供された許諾ソフトウェア、関連技術その他一切の情報及びその複製物を輸出、販売、使用許諾等する際は、「外国為替及び外国貿易法」及びその関連法規ならびに適用となる輸出管理に関する法令及び規則に定められた必要な手続きをとるものとしします。

11. その他

- (1) 本契約に関わる紛争は、乙が指定する裁判所を管轄裁判所として解決するものとしします。
- (2) 本契約に規定のない事項及び甲と乙との間に生じた疑義については、甲乙協議のうえ解決するものとしします。

ルネサス エレクトロニクス株式会社